



人 権 第 8 号
平成 29 年 6 月 1 日

神奈川県男女共同参画審議会会長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



かながわ男女共同参画推進プランの改定について（諮問）

このことについて、別紙のとおり改定したいので、神奈川県男女共同参画推進条例第 15 条の規定により諮問します。

問合せ先

県民局くらし県民部人権男女共同参画課
男女共同参画グループ 遠藤
電話 045-210-3640

諮問趣意書

現在、我が国では、急速に少子高齢化が進み、人口減少社会を迎えています。神奈川でも全国で一、二を争うスピードで高齢化が進んでおり、また、あわせて少子化が進展していることから、総人口は 2018 年をピークにその後減少することが見込まれています。

日本経済が持続的に発展し、社会の活力を維持するためには、一人ひとりが、性別に関わらず、その個性と多用な能力を十分に発揮できる社会の構築が不可欠であり、中でも女性の活躍推進は、政府の最重要課題の一つとして位置づけられています。

平成 27 年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、現在、地方自治体を含む各事業主には女性の活躍に向けた着実な取り組みが求められています。

しかし現実には、未だに女性の約 2 人に 1 人が第 1 子の出産を機に離職しており、中でも本県は、長時間労働や日本一長い通勤時間などにより、仕事と家庭の両立は容易ではなく、平成 27 年の国勢調査の結果では、年齢階級別の女性の労働力率を表す M 字カーブの底の値・深さとも全国ワースト 1 位となっています。労働時間と通勤時間が長さは、夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短い要因ともなっており、男女ともにワーク・ライフ・バランスが取りにくい状況が続いています。

政府は「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度となるよう期待する」との目標を掲げていますが、この M 字カーブに象徴される女性の就業継続の難しさは、そのキャリア形成を阻み、本県でも、女性の活躍や、政策・方針決定過程への女性の参画は、未だ十分とはいえない状況にあります。

また、配偶者等からの暴力に関する相談件数は依然として多く、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性も増加しているほか、近年では LGBT や JK ビジネスなど、新たな課題も浮上してきています。

神奈川県は、平成 15 年 5 月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、その後、平成 20 年 3 月、25 年 3 月の 2 度にわたり改定を行いながら、施策を進めてまいりましたが、男女共同参画社会を実現するためには、依然として多くの課題が残されています。

こうした背景を踏まえ、より実効性のある取り組みを行うため、「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定について諮問いたします。